

2025 年日本国際博覧会
ロゴマーク候補作品に関する先行商標調査および商標登録業務
事業者募集要項
(公募型プロポーザル)

目次

1	案件名称.....	1
2	業務の目的と概要.....	1
3	業務内容にかかる事項.....	1
4	参加資格等	2
5	主なスケジュール.....	3
6	本案件にかかる質問・回答	3
7	応募にかかる事項.....	3
8	企画提案にかかる事項.....	4
9	審査にかかる事項.....	7
10	契約にかかる事項.....	9
11	その他.....	11
12	担当部署（本案件にかかる書類等提出先及び問合せ先）	11

2019 年 7 月

一社) 2025 年日本国際博覧会協会

1 案件名称

2025年日本国際博覧会ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）候補作品に関する先行商標調査および商標登録業務委託事業者募集（以下「本案件」という。）

2 業務の目的と概要

2025年日本国際博覧会（以下「博覧会」という。）は、国連が提唱する、持続可能な開発目標として17の目標を掲げたSDGsの達成に貢献することを目指し開催するものである。博覧会が開催される2025年は、SDGs達成の目標年である2030年まで残り5年となる年で、実現に向けた取り組みを加速するのに極めて重要な年である。

一社）2025年日本国際博覧会協会（以下「当協会」という。）は、博覧会の開催に向けて、博覧会の周知と更なる機運の醸成を目的として、博覧会を象徴するロゴマークを広く一般公募により策定することとしている。

本案件は、前記目的の達成を目指し、ロゴマーク候補作品に対する先行商標調査および商標登録を実施する事業者を募集するものである。

なお、本プロポーザルは、受託予定者の選定を目的に実施するものである。実際の業務内容は、本要項「3業務内容にかかる事項」(2)に定めるように、必ずしも受託予定者からの企画提案書（以下「企画提案書」という。）どおりの内容で実施するものではない。

3 業務内容にかかる事項

(1) 業務名称

2025年日本国際博覧会ロゴマーク候補作品に関する先行商標調査および商標登録業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

本業務の詳細は、別紙1「2025年日本国際博覧会ロゴマーク候補作品に関する先行商標調査および商標登録業務委託にかかる仕様書（案）（以下「仕様書」という。）」及び企画提案書をもとに受託予定者と当協会において協議の上、決定する。

なお、具体的な調査範囲については、本業務受託者も参画する「知的財産戦略策定検討ワーキンググループ（仮）」（以下、知財WG）からの報告内容に基づいて決定する。

また、ロゴマーク候補作品の選考等については別の委託業務とするため、業務の遂行にあたっては、当該業務の受託者とも連携しながら進めることとする。

《知財WG》

ロゴマークに関して適切な知的財産戦略を策定するために当協会が設ける有識者会議

(3) 契約上限金額

金 10,000,000 円（消費税等込）

「契約上限額」は消費税及び地方消費税の税率（以下「消費税率」という。）を8%としている。令和元年10月1日から消費税率が8%から10%へ引き上げられることに伴い、消費税率10%が適用される場合（履行完了日が令和元年10月1日以降）であっても現行の消費税率8%で契約締結し、令和元年10月1日以降、速やかに契約変更により消費税及び地

方消費税の増額分について本契約金額の変更を行うこととする。

なお(2)業務内容に示した先行商標調査および商標登録の内容は、知財 WG の検討結果を踏まえ必要に応じて変更する可能性がある。その際は、受託予定者と当協会において協議の上、変更後の契約金額を決定する。

(4) 契約期間

本契約締結日～2020年3月31日(火)

(ただし、商標登録手続きを行ってから、商標登録完了が履行期間後であっても、当該業務が正式に完了するまで業務を遂行するものとする)

(5) 納入場所

一社) 2025年日本国際博覧会協会企画局戦略事業部

(6) 費用分担

受託者が本業務を遂行するにあたり必要となる経費は契約金額に含まれるものとし、当協会は契約金額以外の費用を負担しない。

4 参加資格等

(1) 応募者の実績

本案件に応募できる者は、2014年4月1日以降に、国内外において、ロゴマーク、ロゴタイプ、シンボルマーク、キャラクター、ネーミング等に関する商標権、意匠権及び著作権等の調査および登録の業務を実施した実績を有する法人とする。なお、実績については、当該業務を受託して実施した場合を含む。

実績については、様式5「業務実績報告書」において報告する。特に海外における実績については、調査・登録の別、対象国、対象範囲等を重点的に報告すること。

なお、国際的な博覧会・展示会やスポーツイベント等に関わる、ロゴマーク、ロゴタイプ、シンボルマーク、キャラクター、ネーミング等の国内外における商標権、意匠権及び著作権等の調査および登録の業務実績がある場合は本要項「9 審査にかかる事項」(2)の評価項目において加点するので、様式5「業務実績報告書」にその旨記載する。

(2) 応募者の構成及び資格

本案件に応募できる者は、上記(1)に掲げる実績のほか下記ア～オの要件を全て満たすこと。

ア 当協会と緊密な連携により本業務を遂行できる拠点を日本国内に有している。

イ 次の(ア)から(ウ)のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者

(イ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

ウ 主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

エ 消費税及び地方消費税を完納していること。

オ 2つ以上の法人が共同事業体を結成して応募する場合は、上記アからエの条件を満たす法人同士の場合とし、かつ下記（ア）～（カ）の要件も満たさなければならない。

- （ア） 構成員は共同事業体の代表者となる法人を決め、代表者は本業務の遂行に加えて全体の意思決定及び管理運営等の全てに責任を持つ。
- （イ） 企画提案書提出以後における代表者及び構成員の変更は、原則として認めない。
- （ウ） 代表者とならない構成員にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出する。
- （エ） 共同事業体は、共同事業体協定書（写し）提出する。協定書には、構成員の役割分担が明確に記載されていること。
- （オ） 単独で応募した法人は、本案件にかかる共同事業体の構成員となることはできない。
- （カ） 各構成員は、本案件にかかる別の共同事業体の構成員となることはできない。

5 主なスケジュール

・ 募集開始	2019年7月25日（木）
・ 募集要項にかかる質問受付期限	2019年7月30日（火）12時
・ 質問に対する回答	2019年7月31日（水）14時（予定）
・ 応募受付期間	2019年8月6日（火）
・ プレゼンテーション審査	2019年8月9日（金）
・ 選定結果通知及び公表	2019年8月14日（水）（予定）
・ 本契約締結・業務開始	2019年8月中旬（予定）
・ 業務完了	2020年3月31日（火）

6 本案件にかかる質問・回答

本案件にかかる質問は、以下により受け付ける。

(1) 質問の受付期間

募集開始から7月30日（金）12時まで【必着】

(2) 提出方法

様式1「質問書」に質問内容を記載し、本要項「12 担当部署」までEメールにて送信するとともに、送信後に提出先担当者宛に必ず電話確認を行う。

なお、質問の受付はEメールのみで行う。（電話や口頭等による質問は受け付けない。）

(3) 回答

受け付けた質問事項にかかる回答は、2019年7月31日（水）14時（予定）に当協会ホームページに掲載する。

7 応募にかかる事項

応募にあたっては、本要項「8 企画提案にかかる事項」に定める書類に加えて、下記

- (1) ア～キの書類を提出する。

なお、受託予定者に決定した者は、契約締結までに本要項「10 契約にかかる事項」(2)

ク～セを提出する。

(1) 提出書類及び様式

	提出書類名	単独企業	共同事業体
ア	応募申込書	様式 2	様式 2 ★
イ	共同事業体届出兼委任状	—	様式 3 ★
ウ	共同事業体協定書（写し）	—	様式指定なし
エ	誓約書（参加資格関係）	様式 4	様式 4 ★
オ	情報セキュリティ・ポリシーにかかる資料	様式指定なし	様式指定なし
カ	業務実績申告書	様式 5	様式 5 ★
キ	応募金額提案書	様式 6	様式 6 ★

（注）★印：共同事業体の場合は代表構成員のみ提出

ウ 共同事業体において、構成団体の間で締結する協定書の締結が企画提案書の提出時に完了していない場合はいったん協定書（案）を提出するものとし、本業務の契約締結までに協定書の写しを提出する。

カ 本要項「4 参加資格等」(1) に定める応募者の実績を記載する。

(2) 提出部数

各 1 部（原本）

8 企画提案にかかる事項

(1) 提出書類、数量及び仕様

ア 企画提案書 正本 1 部 副本 9 部

イ 応募書類を格納した電子媒体（CD-R 等）1 枚

(2) 企画提案書の仕様等

ア 企画提案書 正本 1 部 副本 9 部

- ・ A4 サイズを基本とし、用紙の向きは原則として縦または横で統一し、ファイルに編綴する。
- ・ ファイル表紙及び背表紙に、案件名と応募者名（応募者名は正本のみ）を記入する。
- ・ 副本については、企画提案書中の応募者名及び応募者を特定できる個所（受託者名、所在地、代表者名、ロゴマーク等）にはマスキングの処理を行う。なお、企画提案書中において「当法人」といった記載は差し支えないが、具体的な名称を類推できる表現は避ける。なお、顔写真や氏名を記載する場合については、個人が特定されないよう、肩書と苗字のみを記載する。肩書や実績はそのまま記載して問題ない。
- ・ 副本について、応募者を類推できる表現があった場合、応募者に連絡することなく当協会において当該箇所にマスキング処理を行うことがある。

イ 応募書類を格納した電子媒体

- ・ 応募書類一式の PDF データを CD-R または USB メモリースティック等の電子媒体に格納する。企画提案書については正本、副本（マスキング済）の双方のデータを格納する。
- ・ 電子媒体には、案件名及び応募者名を記載する。

(3) 提案内容

仕様書及び参考資料「2025 年日本国際博覧会ロゴマーク公募概要<案>」の内容等を踏まえ、下記ア～キの項目について提案する。

ア 知財 WG への参画

知財 WG への参画に際して、国内外の知的財産に関する十分な知識、経験および必要資格を有する最適な人材を 1～2 名程度推薦する。推薦にあたっては、受託者および知財 WG 参画予定者の関連実績を具体的に記載する。なお、知財 WG は 1 回につき約 2 時間、合計 3 回実施想定とする。

イ 知財 WG のテーマ案

ロゴマークの目的・展開可能性を鑑み、ロゴマークについて適切な知的財産戦略の検討にあたって知財 WG において議論すべきテーマを記載する。

- テーマ例) ・ロゴマークの知的財産権に関する応募者から当協会への譲渡
- ・ロゴマーク選考過程での著作権の確認手法
 - ・他社の知的財産権抵触を未然に防ぐための方法
 - ・ロゴマークの使用目的を踏まえた、海外における商標調査および商標登録の実施方針

ウ ロゴマーク候補作品の先行商標調査および商標登録（基本提案）

ロゴマーク候補作品の先行商標調査および商標登録を下記< >の範囲で実施する想定で、調査手法・体制・スケジュール等について提案する。なお、実際の調査対象地域・区分等は、知財 WG で示された知的財産戦略に基づいたものとする。

<対象地域・区分>

- ・国内は、日本国特許庁(JPO)につき、先行商標調査および商標登録を全 45 分類にて行う。
- ・海外は、米国特許商標庁(USPTO)、欧州連合知的財産庁(EUIPO)、韓国特許庁(KIPO)、中国国家工商行政管理総局(SAIC)について、先行商標調査および商標登録を 35 分類と 41 分類の 2 分類にて行う。

<対象商標数>

- ・先行商標調査：5 商標
- ・商標出願：5 商標
- ・商標登録：1 商標

(出願および登録はカラー商標とし、印紙代は 5 年分とする)

※ロゴマークの使用目的

- ・本ロゴマークは、博覧会の周知と更なる機運の醸成を目的とするため、国内を中心に、海外においても、PR 活動等に使用する。

- ・原則としては使用料をとらずにできるだけ広く様々な場面で利用できるものとする。
- ・ただし、商用利用をする場合は当協会と事業者間で適切な契約を実施するものとする。
- ・ロゴマーク、ないしはそれを通じて博覧会のイメージを損なうような第三者による使用規制等は適宜進めていく。

エ 海外におけるロゴマーク候補作品の先行商標調査および商標登録（追加提案）

博覧会の特性やロゴマークの目的・展開可能性を鑑み、「ウ ロゴマーク候補作品の先行商標調査および商標登録」に示した範囲以外で必要と考えられる調査等について、考え方・調査手法・体制・スケジュール・金額を提案する。具体的には、下記①～③について提案する。なお、本提案の提案金額については「キ 事業費」に含まない。

本提案事項については「3 業務内容にかかる事項」に示したよう、知財 WG で必要性を議論し、必要に応じて契約を変更し実施する。

- ① 米国特許商標庁(USPTO)、欧州連合知的財産庁(EUIPO)、韓国特許庁(KIPO)、中国国家工商行政管理総局(SAIC)における 35 分類と 41 分類の 2 分類以外の先行商標調査および商標登録について
- ② 商標五庁（日本、米国、欧州連合、韓国、中国）以外の国・地域における先行商標調査および商標登録について
- ③ その他の提案

※ロゴマークの使用目的（再掲）

- ・本ロゴマークは、博覧会の周知と更なる機運の醸成を目的とするため、国内を中心に、海外においても、PR 活動等に使用する。
- ・原則としては使用料をとらずにできるだけ広く様々な場面で利用できるものとする。
- ・ただし、商用利用をする場合は当協会と事業者間で適切な契約を実施するものとする。
- ・ロゴマーク、ないしはそれを通じて博覧会のイメージを損なうような第三者による使用規制等は適宜進めていく。

オ 先行商標調査および商標登録の範囲が変更となった場合の対応

（知財 WG による追加提案）

知財 WG の検討結果を受け、「ウ ロゴマーク候補作品の先行商標調査および商標登録」及び「エ 海外におけるロゴマーク候補作品の先行商標調査および商標登録（追加提案）」以外の調査が必要になる可能性もある。こうした「ウ」及び「エ」の提案範囲以外の調査対象における先行商標調査および商標登録（国・地域、指定商品・指定役務区分）の対応について、想定される地域・区分等を示し、考え方・調査手法・体制・金額を提案する。

なお、本提案の提案金額については「キ 事業費」に含まない。

本提案事項については「3 業務内容にかかる事項」に示したよう、知財 WG で必要性を議論し、必要に応じて契約を変更し実施する。

カ セキュリティ方針

ロゴマーク候補作品に関する個人情報保護及び応募作品の情報管理について講じる対策並

びにセキュリティ方針を提案する。

キ 事業費【様式6】

本業務にかかる合計金額および積算内訳を提案する。なお、ロゴマーク候補作品の先行商標調査および商標登録については、「ウ ロゴマーク候補作品の先行商標調査および商標登録」に示した範囲で提案する。

消費税額等は別掲するとともに、消費税額を含めた合計金額を再掲する。

(4) 応募受付期間

日にち：2019年8月6日（火）

時 間：10時～17時

(5) 提出方法

受付期間内に、下記「12 担当部署」まで持参する。

なお、提出する日の前日までに提出先担当者宛に電話にて日時を連絡すること。

9 審査にかかる事項

有識者による選定委員会において所定の評価項目を審査の上、最優秀提案者を決定する。受託予定者は、選定委員会の意見を聴取の上、当協会が決定する。

審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。

(1) プレゼンテーション審査

プレゼンテーション審査の詳細は、参加申込書に記載された連絡先宛に8月8日（火）までにメールにて連絡する。また、プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外する。

期日を過ぎても当協会から審査にかかる連絡がない場合は、下記「12 本案件にかかる書類等提出先及び問合せ先」宛に電話で問い合わせること。

- ・ 日にち：8月9日（金）
- ・ 場所：大阪府咲洲庁舎内会議室または当協会が指定する場所（大阪市内）
- ・ 内容・方法等：企画提案書（副本）を使用して、提案内容について説明を行う。
資料の追加・変更は認めない。
- ・ 所要時間：応募者1者あたり20分程度
（企画提案書の要点説明、質疑応答）
- ・ 出席者：応募者1者あたり3名以内

(2) 審査基準

評価項目	審査内容（評価ポイント）	配点
業務実績	受託者および知財WGへの参画者が、当該業務に関する豊富な実績を有しているか。 （特に海外においての実績を重点的に審査する）	10点
実施体制	博覧会のロゴマークという特性を鑑み、十分な提案とな	15点

・事業理解度	っているか。	
	先行商標調査および商標登録にあたり、実施体制が十分なものとなっているか。 (特に海外の調査および商標登録にかかる実施体制を重点的に審査する)	10点
	先行商標調査および商標登録にあたり、考え方・調査手法・業務フロー・スケジュール等が適切か。 (特に海外においての調査・登録を重点的に審査する)	15点
	個人情報保護及び応募作品の情報管理について講じる対策が、万全で実効性の高いものになっているか。	5点
専門性 ・応用性	追加提案について、本業務の目的を十分に理解し、的確なものとなっているか。	25点
	あらゆる状況においても、十分な体制を整えることができるか。	10点
経済性	業務内容に対して提案金額が適切であるか。	10点
合計（審査委員一名あたり）		100点

- ア 提出書類及びプレゼンテーション内容について、選定委員会において上記選定基準に基づき審査を実施し、委員による評価順位が最も高い提案者を最優秀提案者とする。
- イ なお、委員による評価順位が最も高い提案者において、100点満点の評価項目中、一委員でも評価合計点が60点未満もしくは1項目でも0点がある場合は、最優秀提案者として選定しない場合がある。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、審査対象から除外する

- ア 参加資格を有しない者が提案を行うこと
- イ 同一参加者が複数の提案を行うこと
- ウ 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- エ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- オ 受託予定者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- カ 企画提案書等に虚偽の記載を行うこと
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと
- ク 提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合
 - (ア) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
 - (イ) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
 - (ウ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ケ プレゼンテーション審査を欠席すること
- コ 提案見積書に記載の額が上記「3(3)契約上限額」を超えているもの

(4) 選定結果の通知及び公表

選定結果については、受託予定者を決定した後すみやかにすべての参加者へ通知するとともに、当協会ホームページにて結果を公表する。

選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を協会ホームページ「2025年日本国際博覧会ロゴマーク候補作品に関する先行商標調査および商標登録業務事業者募集について」において公表する。

(<https://www.expo2025.or.jp/>)

- ア 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方（受託予定者）と評価点
- イ 全提案事業者の名称
- ウ 最優秀提案者の選定理由
- エ 最優秀提案者と受託予定者が異なる場合は、その理由

10 契約にかかる事項

(1) 契約の方法

受託者と当協会の間で協議の上、「2025年日本国際博覧会ロゴマーク候補作品に関する先行商標調査および商標登録業務委託契約」（以下「業務委託契約書」という。）を締結する。

契約内容は、仕様書及び企画提案書をもとに協会と受託予定者の間で協議の上決定することとし、本募集で提示した仕様書及び金額について変更が生じる場合がある。

契約を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において次順位以下となった応募者のうち、合計点が上位であった者から順に契約交渉を行うことができるものとする。ただし、一委員でも合計の評価点が60点未満もしくは1項目でも0点がある者を除く。

(2) 契約にかかる資格審査

事業予定者は、契約時まで下記キ～スの書類各1部を協会へ提出し、資格審査を受けなければならない。

	提出書類	単独企業	共同企業体
ク	定款または寄付行為の写し		★
ケ	法人登記履歴事項全部証明書		
コ	直近1カ年分の本点所在地の都道府県税納税証明書		
サ	消費税及び地方消費税の納税証明書（その3）		
シ	使用印鑑届	様式7	様式7★
ス	印鑑証明書【原本】		★
セ	貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書		

(注)

★印：共同事業体の場合は代表構成員のみ提出

ク：原本証明をすること

ケ～サ、セ 共同事業体の場合は全構成員が提出する

- コ 全税目。東京都の場合は法人住民税。法人設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）
- サ・シ 「未納の額がないことがわかるもの」であること
- サ 本店管轄税務署発行のもの。納税証明書その3の2、その3の3でも可
- ケ～サ、ス 提出時点で発行日から3カ月以内のもの
- セ 最近1カ年のもの。半期決算の場合は2期分

(3) 受託者の決定

当協会と受託予定者との間で契約を締結した時点で、受託予定者は受託者となる。

(4) 委託料の支払い

業務完了後、当協会の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。

(5) 本契約条項

別紙2「業務委託契約書」参照

(6) 本契約保証金

受託者は、本契約の締結に際して、契約金額の100分の5以上の契約保証金（現金に代えて納付される証券を含む。）を納付しなければならない。

ただし、受託者が下記ア～ウのいずれかに該当するときは、契約保証金を免除する。

ア 受託者が保険会社との間に協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 受託者から委託を受けた保険会社、銀行、その他予算決算及び会計令(昭和22年4月30日勅令第165号)第100条の3第2号の規定に基づき、財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

ウ 受託者が、過去2年の間に協会、国または地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、これらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(7) 再委託

ア 受託者は、本業務における総合的企画、業務遂行管理、業務手法の決定及び技術的判断等について再委託することはできない。

イ 受託者は、コピー、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、当協会の承諾を必要としない。

ウ 受託者は、前記イに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により当協会の承諾を得なければならない。

エ 受託者は、本業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施させなければならない。

オ なお、再委託の相手方は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年

法律第 77 号) 第 32 条第 1 項各号に掲げる者、大阪府暴力団排除条例第 2 条第 1 項から第 4 項までに掲げる者のいずれかに該当する者であってはならない。

(8) その他

- ア 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第 11 条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。誓約書を提出しないときは、協会は契約を締結しない。
- イ 本契約締結後、当該契約の履行中に受託者が「一般社団法人 2025 年日本国際博覧会協会発注工事等に係る暴力団排除等手続要領」3 (随意本契約からの排除) の 2 号に該当した場合は、契約を解除する。
- ウ 共同企業体において構成員が上記イに該当した場合は、当該構成員を共同事業体から除外することとする。
- エ 本契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、本契約を締結しないことがあるほか、当協会の入札参加資格の停止措置を講じることがある。また、当協会が被った損害について、賠償請求を行うことがある。
- オ 受託予定者が、受託予定者として決定した日から契約締結の日までの間において、当協会の入札参加停止の要件に該当したときは、契約を締結しないことがある。

11 その他

- (1) 企画提案書等の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 全ての提出書類は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書等は、審査・受託予定者選定の用以外に応募者に無断で使用しない。
- (4) 期限後の書類の提出、差替え等は認めない。ただし、協会が補正等を求める場合を除く。

12 担当部署 (本案件にかかる書類等提出先及び問合先)

一社) 2025 年日本国際博覧会協会 企画局戦略事業部

担当者：今村、浅野

住所：〒559-0034 大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 43 階

E メール：logo_chizai@expo2025.or.jp

E メール送信に際は、件名に以下の内容を記載する。

博覧会ロゴマーク商標調査等プロポーザル【社名】

電話：06-6625-8727 (受付時間：平日 10 時～17 時 ※12 時～13 時を除く)

参考資料：2025 年日本国際博覧会ロゴマーク公募概要<案>

本資料に記載された内容は検討段階のものであり、今後、変更となる場合がある。

スケジュール

知財 WG	8 月下旬（～9 月下旬を想定）
公募サイトの概要公開	公募告知日（9 月上旬を予定）
募集期間	公募告知日（9 月上旬を予定）～10 月中旬
応募受付期間	9 月下旬～10 月中旬
形式要件確認	10 月下旬
デザインチェック	11 月上旬
1 次選考委員会	11 月中旬
先行商標調査・商標出願	12 月上旬～2020 年 2 月上旬
（本業務は、2 月上旬以降に予定される商標登録手続きを行ってから、商標登録を正式 に完了するまでの登録業務のすべてを含む）	
意見募集（一般募集）	2 月中旬～2 月下旬
最終審査委員会	3 月上旬